

4. 高度利用地区

高度利用地区は、用途地域内の市街地において、建築物の敷地内に有効な空地を確保し、併せて小規模建築物の建築を抑制することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と道路などの都市機能の更新を図ることを目的に定めるものです。

具体的には、建ぺい率の最高限度と壁面の位置の制限により敷地内の有効な空地を確保し、建築面積の最低限度や容積率の最低限度を定めて小規模建築物の建築を抑制します。また、これらの制限や都市施設の配置を考慮した上で、用途地域で定められた容積率の最高限度を緩和できる制度です。

なお、市街地再開発事業は、高度利用地区内において施行することができることとなっています。

●高度利用地区の指定状況

(令和2年7月27日現在)

種 類	面積 (ha)	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	決 定 年月日	備 考	
高度利用地区 (片原町駅西・第3街区)	約 0.4	55/10	20/10	7/10※1	200 ㎡	H 8. 2. 27	片原町駅西・第3街区 第一種市街地再開発事業	
	※1 建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては1/10を加えた数値とする。							
高度利用地区 (高松丸亀町商店街A街区)	約 0.4	55/10	20/10	7/10※2	200 ㎡	H13. 3. 21	高松丸亀町商店街A街区 第一種市街地再開発事業	
	※2 建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては1/10、同条第4項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。							
	—					H16. 4. 13	廃止	
高度利用地区 (高松丸亀町商店街G街区)	約 1.3	A	55/10※3	20/10	7/10※3	200 ㎡	H13. 3. 21	高松丸亀町商店街G街区 第一種市街地再開発事業
		B	65/10※4	20/10	7/10※3			
	※3 文化・交流機能部分の床面積が敷地面積の50%以上の場合には、Aは60/10、Bは70/10とする。							
	※4 建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては8/10、同条第4項第1号に相当する建築物にあつては9/10とする。							
	—					H21. 6. 30	廃止	
高度利用地区 (大工町・磨屋町地区)	約 0.5	55/10	20/10	7/10※5	200 ㎡	H30. 6. 25	高松市大工町・磨屋町地区 第一種市街地再開発事業	
	※5 建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては1/10、同条第5項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。							

5. 都市再生特別地区

都市再生特別地区は、平成 14 年に制定された都市再生特別措置法により、新たに都市計画に定める地域地区の一つとして創設されたものであり、都市再生緊急整備地域において土地の合理的かつ健全な高度利用を行うことにより、都市の再生に貢献し、都市機能、環境及び安全性の維持向上を図るため、既存の用途地域等による制限を緩和することができるものです。

高松市では、サンポート高松と丸亀町商店街を含む地域において都市再生緊急整備地域が定められています。

●都市再生特別地区の指定状況

(令和2年7月27日現在)

種 類	面積 (ha)	建築物その他 の工作物の誘 導すべき用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	建築物の 高さの最 高限度	壁面の位 置の制限	決 定 年月日
都市再生特別地区 (高松丸亀町商店街 A 街区)	約 0.5	—	55/10	20/10	7/10※ ¹	200 m ²	高層部※ ² 36.5m 低層部※ ^{2,3} 16.5m	※ ⁴ 1.0m ～1.5m	H16. 4. 13
都市再生特別地区 (内町街区)	約 1.0	—	50/10	20/10	8/10※ ¹	200 m ²	高層部※ ² 36.5m	※ ⁴ 1.0m ～5.0m	H16. 4. 13
都市再生特別地区 (高松丸亀町商店街 G 街区西)	約 0.65	—	46/10※ ⁵	20/10	7/10※ ^{6,7}	200 m ²	高層部※ ⁸ 60.0m 中層部※ ⁸ 36.5m 低層部※ ⁸ 16.5m	※ ^{9,10} 1.0m ～1.5m	H21. 6. 30
都市再生特別地区 (高松丸亀町商店街 G 街区東)	約 0.55	—	65/10※ ⁵	20/10	7/10※ ^{6,7}	200 m ²	高層部※ ⁸ 60.0m 中層部※ ⁸ 36.5m 低層部※ ⁸ 16.5m	※ ^{9,10} 1.0m ～1.5m	H21. 6. 30
合計	約 2.7								

- ※1 建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号に該当する建築物にあって A 街区は 8/10、内町街区は 9/10、同条第 5 項第 1 号に該当する建築物にあって A 街区は 9/10 とする。
- ※2 高さの算定は建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に準ずる。
- ※3 低層部は、道路中心線から 10m の区域とする。
- ※4 アーケード、渡り廊下は除く。
- ※5 ただし、アーケード、渡り廊下（道路上空通路）、丸亀町栗林線に面した G 街区東及び G 街区西の広場上空に設置された屋根は容積率の計算に含めない。
- ※6 ただし、アーケード、アーケードに付属するもの、渡り廊下（道路上空通路）、丸亀町栗林線に面した G 街区東及び G 街区西の広場上空に設置された屋根は建ぺい率の計算に含めない。
なお、アーケードに付属するものとは、建築物と一体となりアーケードの荷重を支えるもの又は風雨を防ぐものとする（以下同じ）。
- ※7 ただし、商業地域で、かつ、防火地域内にある耐火建築物（アーケードは除く）にあっては 10 分の 2 を加えた数値とする。
- ※8 ただし、建築物の高さは建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に準じ、地盤面からの高さとし、この他、アーケード、アーケードに付属するもの、渡り廊下（道路上空通路）並びに丸亀町栗林線に面した G 街区東及び G 街区西の広場上空に設置される屋根、消防活動上必要な施設は付帯施設を含め建築物の高さ制限から除く。
- ※9 ただし、アーケード、アーケードに付属するもの、渡り廊下（道路上空通路）、丸亀町栗林線に面した G 街区東及び G 街区西の広場上空に設置された屋根並びに防犯上有効な照明施設、ひさし、消防活動上必要な施設については付帯施設を含め、この規定を適用しない。
- ※10 壁面の位置の制限により建築物が後退した区域においては、かき、さく、塀、門、広告物、看板、自動販売機その他これらに類する歩行者の通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。
ただし、次の号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。
(1) 公共的な歩行活動に貢献するベンチ、テント、サイン、植栽及び照明施設等
(2) 建築物の外壁に設置する突き出し広告板及び可動式のひさし等で、地盤面からその下端までの高さが 2.5 m 以上であるもの
(3) 消防活動上必要な施設

6. 防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、建築物の構造や材質を規制することにより、市街地における火災の延焼を防除するために定めるものです。これらの地域内においては、建築基準法により一定の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物にしなければならず、防火上の観点から建築物の構造を制限しています。

高松市では、中心市街地の商業地域を中心に、次のとおり指定しています。

●防火地域及び準防火地域の指定状況

(令和2年7月27日現在)

都市計画 区 域 名	防火地域 (ha)	準防火 地 域 (ha)	合 計 (ha)	決 定 年月日	備 考
高 松	—	223.08	223.08	S24. 7. 12	当初決定
	—	249.81	249.81	S26. 11. 27	変更
	2.91	246.90	249.81	S28. 2. 2	防火地域を延長 2,650m、幅員 11m で指定
	5.327	244.483	249.81	S37. 1. 18	変更
	5.863	243.947	249.81	S42. 11. 24	変更
	8.263	241.547	249.81	S44. 4. 24	変更
香川中央	17.5	252.5	270.0	H 7. 12. 8	高松港頭地区の一部を追加
高松広域	17.5	252.5	270.0	H16. 5. 17	都市計画区域の再編による名称変更

7. 風致地区

風致地区は、都市における樹林地、水辺地などの良好な自然的景観を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定めるものです。

風致地区内においては、建築、宅地造成等の行為を行う場合、都市計画法第58条の規定による県条例『風致地区内における建築物等の規制に関する条例（昭和45年10月24日 条例第37号）』に基づき、高松市長の許可を受けなければなりません。

当初指定から長期間経過し、都市化の進展による土地利用状況の変化などにより、指定の意義が失われている状況もあることから、平成16年5月17日に高松風致地区の区域を見直すとともに、芝山風致地区の廃止を行いました。

●風致地区の指定状況

(令和2年7月27日現在)

名 称	面 積 (ha)	決 定 年月日	位 置 (現況の町丁目による)
高 松 風致地区	242.038	S 6. 5. 25	当初決定 栗林町一丁目、室町、東ハゼ町、峰山町、宮脇町二丁目、西宝町二丁目、西宝町三丁目、室新町、中野町
	230	H16. 5. 17	区域の見直し 栗林町一丁目、室町、東ハゼ町、峰山町、宮脇町二丁目、西宝町二丁目、西宝町三丁目、室新町、中野町

名 称	面 積 (ha)	決 定 年月日	位 置 (現況の町丁目による)
芝 山 風致地区	17.58	S11. 12. 23	当初決定 香西北町、香西本町
	—	H16. 5. 17	廃止

8. 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、駐車場法に基づき、商業地域、近隣商業地域又は特別用途地区が定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域内において、自動車交通が著しく輻輳する地区で道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について定めるものです。

なお、駐車場整備地区では、市町村の条例で一定規模以上の建築物の新增築等に対し、自動車の駐車施設の設置を義務付けることができることとされており、「高松市建築物における駐車場施設の附置に関する条例（昭和56年9月29日条例第40号）」を定めています。

高松市では、昭和56年7月に当初決定して以来、次のとおり指定しています。

●駐車場整備地区の指定状況

（令和2年7月27日現在）

都市計画区域名	名 称	面 積 (ha)	決定年月日	備 考
香 川 中 央	高松駐車場整備地区	220.0	S56. 7. 17	当初決定（商業地域）
		267.3	H 7. 12. 8	港頭地区の一部等を追加
高 松 広 域	高松駐車場整備地区	267.3	H16. 5. 17	都市計画区域の名称変更

9. 臨港地区

臨港地区は、港湾法に基づき、港湾機能を効率的に発揮させ、港湾の管理運営の円滑化を図るために定めるものです。

臨港地区内では、港湾法に基づきそれぞれの港湾機能に応じた地区（分区）を定めることができます。分区の種類には、商港区、工業港区、保安港区、特殊貨物港区等があり、各分区内では、港湾管理者である県が定める条例「香川県管理港湾の臨港地区内の分区における構造物の規制に関する条例（昭和40年3月29日条例第2号）」により、分区の目的を阻害する建築行為が規制されています。

高松市では、次のとおり指定されています。

●臨港地区の指定状況

（令和2年7月27日現在）

都市計画 区 域 名	面 積 (ha)	分 区 指 定 (ha)							決定年月日
		商	工業	鉄道連絡	保安	特殊貨物	マリーナ	指定なし	
高 松	88.93	20.59	44.29	5.65	14.40	4.00	-	-	S40. 3. 5(当初決定)
香川中央	153.6	20.8	108.7	5.7	14.4	4.0	-	-	S45. 5. 30(香西、朝日地区変更)
	193.8	60.0	109.7	5.7	14.4	4.0	-	-	S53. 10. 12(朝日新町変更)
	199.8	68.8	109.7	0.0	14.4	4.0	-	2.9	H 4. 12. 11(港頭地区変更)
	199.8	47.8	108.7	0.0	14.4	4.0	-	24.9	H14. 7. 30(分区の変更)
高松広域	199.8	47.8	108.7	0.0	14.4	4.0	-	24.9	H16. 5. 17(名称の変更)
	202.05	47.8	110.95	0.0	14.4	4.0	-	24.9	H18. 3. 31(牟礼港、久通港の編入)
	219.45	54.8	110.95	0.0	14.4	4.0	0.4	34.9	H20. 1. 22(高松港の変更)
	221.75	54.8	110.95	0.0	14.4	4.0	0.4	37.2	H20. 4. 23(立石港の編入)
	222.15	54.8	110.55	0.0	14.4	4.0	0.4	38.0	H23. 5. 10(久通港の変更、石場港の編入)
	225.65	54.8	110.55	0.0	14.4	4.0	0.4	41.5	H25. 10. 18(朝日地区埋立ての編入)
	232.65	54.8	95.65	0.0	14.4	4.0	0.4	63.4	H27. 3. 31(弦打地区の地区計画指定に伴う変更)
	276.15	54.8	125.65	0.0	14.4	4.0	1.1	76.2	H28. 3. 4(香西北町地区埋立ての編入等)

第6節 都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道等の都市生活を営む上で必要とされる施設です。都市計画では、このうち必要なものを都市計画決定しています。

1. 交通施設

交通施設は、人や物の移動を円滑に行うための都市の根幹的基盤施設であり、長期展望に立って、必要な施設を都市計画決定しています。

交通施設には、道路、鉄道といった線的な交通路だけでなく、鉄道駅、駅前広場、自動車ターミナル、駐車場といった交通結節点を構成する施設（交通結節施設）も含まれます。

① 都市計画道路

道路は、都市の骨格を形成し、人、自動車、自転車などの円滑な交通の場を提供することにより、都市交通ネットワークの中で最も中心的な役割を果たすとともに、上下水道、電気、ガス等の公共公益施設を収容し、震災、火災時において消防活動の場、避難路となることに加え、日照、通風、レクリエーションのための公共空間を提供するなどの多目的な効用を発揮する都市の基盤的施設です。

都市計画道路の種別としては、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路があり、その内容は次の表のとおりです。

●都市計画道路の種別

種 別	内 容
自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等、もっぱら自動車の交通の用に供する道路
幹線街路	・都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入する交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもち、近隣住区等の地区の外郭を形成する道路 ・近隣住区等の地区における主要な道路で、当該地区の発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの
区画街路	近隣住区等の地区における宅地の利用に供するための道路
特殊街路	もっぱら歩行者・自転車・都市モノレール等自動車以外の交通の用に供するための道路

高松市の都市計画道路は、昭和3年10月4日に当初決定を行い、昭和21年6月5日に変更、復興土地区画整理事業とともに街路事業に着手しました。その後、都市規模の拡大に対応した道路体系を確立するため、昭和44年5月20日に全面的に見直し、現在の都市の骨格となる幹線道路網が計画されました。

近年の主な変更内容としては、平成2年12月の四国横断自動車道（三木高松線）の追加等の変更、平成3年10月～11月の香川インテリジェントパーク周辺における追加等の変更、平成4年11月～12月の高松港頭及び太田第2土地区画整理事業地内における追加等の変更、平成7年8月の高松港頭地区総合整備事業に関連したJR貨物移転地区における追加等の変更があげられます。

また、平成17年3月には、整備の必要性の低い路線を廃止、縮小する見直しを行いました。

●都市計画道路の整備状況

（令和2年7月27日現在）

道路種別	路線数	計画延長(m)	整備済延長(m)			整備率
			供用済延長	整備中換算	合計	
自動車専用道	1	13,460	13,460	0	13,460	100.0%
幹線街路	59	207,150	167,333	9,522	176,855	85.4%
区画街路	3	990	200	205	405	40.9%
特殊街路	3	840	840	0	840	100.0%
合計	66	222,440	181,833	9,727	191,560	86.1%

道路の名称

○・□・△△△

路線名

一連番号

規模（1～7）

区分（1～9）

区分（○）

規模（□）

一連番号（△）

1：自動車専用道路 8：特殊街路（歩行者専用道、自転車道、自転車専用道）
3：幹線街路 9：特殊街路（都市モノレール専用道路）
7：区画街路

1：幅員40m以上 5：幅員12m以上16m未満
2：幅員30m以上40m未満 6：幅員8m以上12m未満
3：幅員22m以上30m未満 7：幅員8m未満
4：幅員16m以上22m未満

当該都市計画区域ごと、区分ごとの一連番号を付する。

●都市計画道路の決定状況

(令和2年7月27日現在)

種 別	路線番号	路 線 名 称	起 点	終 点	車線 の数	代表幅員 (m)	延長 (m)	決定年月日
自 専 道	1・4・101	三木高松線	三木町大字井上 字小谷	高松市中間町	4	20.5	17,070	H14. 3. 12
							13,460	
幹線 街路	3・1・101	三木高松国分寺線	三木町大字井上 字北地	高松市国分寺町国分 字新開	6	40	19,820	H28.11. 4
							17,830	
	3・2・102	中新町詰田川線	中新町	木太町	6	30	2,330	S53.12.21
	3・2・103	錦町国分寺綾南線	錦町二丁目	綾川町陶字宮敷	4	30	13,670	R 2. 1. 7
							12,200	
	3・3・104	高松港岩崎線	サンポート	香南町岡	4	25	14,630	H 4.12.11 H13. 3.30
	3・3・105	屋島西宝線	高松町	西宝町一丁目	4	22	8,340	H17. 3. 8
	3・3・106	室町新田線	室町	新田町字本村	4	22	5,680	H 5.12. 7
	3・3・107	木太鬼無線	木太町字小原	鬼無町藤井	4	22	7,540	H26. 3.25
	3・3・108	屋島東山崎線	屋島西町字新浜	東山崎町字西原	4	25	6,130	H11. 4.30
	3・3・109	福岡三谷線	福岡町三丁目	三谷町字中原	4	22	7,440	H14. 3.12
	3・3・110	福岡多肥上町線	福岡町三丁目	多肥上町字宮尻	4	22	6,000	H 3.11. 1
	3・3・111	朝日町仏生山線	朝日町二丁目	仏生山町	4	22	8,940	H 3.11. 1
	3・3・149	成合六条線	成合町字原	六条町字上川東	4	25	6,550	R 2. 3.17
	3・4・112	高松海岸線	新田町字本村	亀水町	4	20	18,200	H31. 3. 5
	3・4・113	天神前瓦町線	番町一丁目	瓦町二丁目	2	20	750	S53.12.21
	3・4・114	郷東香南線	郷東町字新開	香南町由佐	4	20	15,560	H29.12. 1
	3・4・115	高松港海岸線	玉藻町	城東町一丁目	2	18	1,380	H17. 3. 8
	3・4・116	片原町沖松島線	兵庫町	福岡町三丁目	2	18	2,400	S53.12.21
	3・4・117	中新町鬼無線	中新町	鬼無町藤井	2	18	5,660	H17. 3. 8
	3・4・118	東浜港花ノ宮線	通町	桜町二丁目	2	18	2,380	H17. 3. 8
	3・4・119	魚屋町栗林線	北浜町	藤塚町二丁目	2	18	2,000	S53.12.21
	3・4・121	今里上福岡線	今里町一丁目	上福岡町	2	16	640	S53.12.21
	3・4・122	郷東檀紙西線	郷東町乾新開	鶴市町本村	2	16	2,540	S53.12.21
	3・4・123	香西東臨港線	香西本町	鬼無町藤井	2	16	2,380	H 7. 8. 4
	3・4・142	伏石大池線	伏石町字鷹紋洞	木太町字東原	2	16	1,540	S61. 3.28
	3・4・143	太田下町林線	太田下町字松ノ木	林町字西原	2	16	1,960	S61. 3.28
	3・4・150	屋島中町線	屋島中町字内畑	屋島中町字新馬場	2	16	350	H 3.12.13
	3・4・151	高松駅前線	寿町一丁目	西の丸町	2	20	350	H 4.12.11
	3・4・158	香西東町香西南町線	香西東町	香西南町	2	16	570	H 7. 8. 4
	3・4・159	高松駅南線	寿町一丁目	浜ノ町	2	16	250	H24. 8. 8
	3・4・201	新牟礼庵治線	牟礼町牟礼字川原	牟礼町牟礼字久通	2	16	1,840	H13. 3.30
	3・5・120	高松漁港線	扇町三丁目	瀬戸内町	2	13	330	H17. 3. 8
	3・5・124	寿町鶴屋町線	寿町二丁目	鶴屋町	2	15	600	S54. 1. 9
	3・5・125	兵庫町西通町線	兵庫町	西宝町一丁目	2	15	2,000	H17. 3. 8
	3・5・126	瓦町松島線	塩上町一丁目	松島町二丁目	2	15	1,160	H10. 7.10
	3・5・127	詰田川牟礼線	木太町	高松町	2	12	3,370	H 8. 3. 1
	3・5・128	中野町藤塚線	藤塚町一丁目	藤塚町三丁目	2	15	620	H17. 3. 8
	3・5・129	栗林上福岡線	栗林町一丁目	上福岡町	2	15	1,740	S55. 4.23
	3・5・130	東浜港多賀線	通町	多賀町二丁目	2	15	1,300	S54. 1. 9
	3・5・131	浜ノ町栗林公園線	サンポート	中野町	2	15	2,700	R 2. 3.25
	3・5・132	錦町宮脇線	錦町二丁目	宮脇町二丁目	2	15	1,560	H17. 3. 8
	3・5・133	扇町宮脇線	扇町一丁目	紫雲町	2	15	640	H17. 3. 8
	3・5・141	出作中間線	出作町字東原	中間町字東井坪	2	12	5,040	H10. 7. 7
	3・5・144	木太多肥上町線	木太町字下西原	多肥上町字小田	2	12	5,140	H 3.10. 2
	3・5・145	伏石松縄線	伏石町字鹿腹	松縄町字宮西	2	12	630	S61. 3.28
	3・5・146	太田下町長池線	太田下町字松ノ元	林町字長池	2	12	1,040	H 4.11.26
	3・5・147	上福岡松縄線	上福岡町字宮西	松縄町字流石	2	12	1,090	S61. 3.28
	3・5・152	高松駅北線	浜ノ町	浜ノ町	2	12	860	H 4.12.11
	3・5・153	港頭東線	サンポート	サンポート	2	12	140	R 2. 3.25
	3・6・134	二番町築地線	錦町二丁目	築地町	2	11	1,720	S54. 1. 9
	3・6・135	八番町紫雲線	番町四丁目	紫雲町	2	8	620	H17. 3. 8
	3・6・136	馬場田町線	宮脇町一丁目	田町	2	11	1,150	S54. 1. 9
	3・6・137	公園東門線	栗林町一丁目	今里町一丁目	2	11	990	S56. 2.10
	3・6・138	丸亀町栗林線	内町	栗林町三丁目		11	1,980	S54. 1. 9
	3・6・140	香西西臨港線	香西南町	香西本町	2	11	1,750	S54. 1. 9
	3・6・148	伏石林線	伏石町字羽摩	林町字谷	2	9	1,590	H 4.11.26
	3・6・154	今里松縄線	今里町字西脇	松縄町字宮西	2	8	640	H 4.11.26
	3・6・155	伏石平塚線	伏石町字羽摩	林町字平塚	2	8	1,060	H 4.11.26
	3・6・156	太田下町多肥下町1号線	太田下町字松ノ元	多肥下町字下所	2	8	600	H 4.11.26
	3・6・157	太田下町多肥下町2号線	太田下町字鹿ノ井	多肥下町字凹原	2	8	600	H 4.11.26
区画 街路	7・7・101	花園側道	花園町三丁目	花園町三丁目		4	200	S54. 1. 9
	7・7・102	藤塚側道1号線	藤塚町三丁目	藤塚町三丁目		6	400	H10. 7.10
	7・7・103	藤塚側道2号線	藤塚町二丁目	藤塚町二丁目		6	390	H10. 7.10
特殊 街路	8・4・102	港頭中央1号線	サンポート	サンポート		20	100	H 4.12.11
	8・4・103	港頭中央2号線 (廃止)	サンポート	サンポート		20	100	H 4.12.11
							-	R 2. 3.25
	8・7・101	宮脇中野町線	宮脇町一丁目	中野町		3~8	640	S54. 2.23
合 計 66 路線							222,440	-

注) 下段は行政区域内

※決定年月日は、車線数の追加、名称変更を除く最終決定日を記載

※起終点の町名は現在の町名

② 駅前広場

駅前広場は、鉄道と他の交通機関との結節点であり、駅前に集中する大量の交通を円滑に処理するとともに、交通機関相互の乗り継ぎの利便性を図るものです。また、都市美観上及び都市防災上も重要な役割を果たすとともに、その都市の顔となる象徴的空間です。

●駅前広場の決定状況

(令和2年7月27日現在)

駅名	鉄道名	計画面積 (㎡)	供用面積 (㎡)	都市計画道路名	決定年月日
高松駅	四国旅客鉄道	14,100	14,100	高松駅前線	H 4. 12. 11
瓦町駅	高松琴平電鉄	3,970	3,970	魚屋町栗林線	S53. 12. 21
瓦町駅	高松琴平電鉄	3,900	—	瓦町松島線	H10. 7. 10
伏石駅	高松琴平電鉄	5,760	—	三木高松国分寺線	H28. 11. 4



高松駅前広場



瓦町駅前広場

③ 都市高速鉄道

市街地における道路と鉄道の平面交差は、市街地を分断し、交通渋滞や踏切事故を引き起こし、都市活動に大きな障害となっています。このため、住宅、商店、事務所等が高密度に集積し、道路網が密な市街地では、道路と鉄道を跨線橋や地下道によって立体交差させる代わりに、鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化し、都市の均衡ある発展を図るのが連続立体交差事業です。この事業を行う鉄道の区間を都市高速鉄道として都市計画決定し、都市計画事業として実施されています。

●都市高速鉄道の決定状況

(令和2年7月27日現在)

番号	名 称	位 置		区域 延長 (m)	構 造		決 定 年月日
		起点	終点		構造型式	備 考	
1	四国旅客鉄道 高德線	瀬戸内町	高松町	8,470	連続立体交差化 線路線数／1		S48. 6. 12
	内訳	主な経過地／中野町		2,530	嵩上式	幹線道路と立体交差／5箇所 琴電長尾線と立体交差／1箇所	
		宮脇町一丁目	上福岡町				
		主な経過地／中野町		5,940	地表式		
区間に含まれる駅／栗林駅							
2	高松琴平電鉄 琴平線	浜ノ町	桜町一丁目	2,860	連続立体交差化 線路線数2		H10. 7. 10
	内訳	主な経過地／常磐町一丁目		2,650	嵩上式	幹線街路と立体交差／1箇所	
		浜ノ町	桜町一丁目				
		主な経過地／常磐町一丁目		210	地表式		
区間に含まれる駅／高松築港駅、片原町駅、瓦町駅							
3	高松琴平電鉄 長尾線	瓦町二丁目	花園町一丁目	970	連続立体交差化 線路線数1		H10. 7. 10
	内訳	主な経過地／塩上町二丁目		520	嵩上式	幹線街路 3・2・102 中新町 詰田川線と平面交差	
		瓦町二丁目	花園町一丁目				
		主な経過地／塩上町二丁目		450	地表式		
区間に含まれる駅／瓦町駅							

④ 駐車場

駐車場は、他の交通機関との結節点として、また自動車交通の目的地におけるターミナルとしての役割を持ち、都市交通の円滑化及び都市機能の維持増進を図るため、都市交通体系の一環として設置する施設です。

高松市では、昭和42年9月に中央駐車場を決定したのを初めとし、次のように決定しています。

●駐車場の決定状況

(令和2年7月27日現在)

番号	名 称 駐車場名	位 置	構 造	面積 (ha)	収容台数 (台)	決定年月日	供用年月日
1	中央駐車場	番町一丁目		1.28	321	S56. 7. 17	S58. 4. 1
2	南部駐車場	観光通一丁目	地上5階6層	0.24	415	S59. 12. 8	S62. 1. 14
3	高松市立美術館地下駐車場	紺屋町	地下2階2層	0.45	145	S60. 4. 11	S63. 4. 8
4	瓦町駅地下駐車場	常磐町一丁目他2町	地下2層	1.19	420	H 6. 11. 28	H 9. 4. 15
5	瓦町地下自転車駐車場	常磐町一丁目他1町	地下2層	0.39	1,000	H 6. 11. 28	H 9. 4. 15
6	高松駅前広場地下駐車場	浜ノ町	地下2層	1.10	380	H 9. 12. 5	H13. 5. 13
7	高松駅前広場地下自転車駐車場	浜ノ町	地下1層	0.62	2,300	H 9. 12. 5	H13. 5. 13
計 7箇所				5.27	4,981	—	



サンポート地下駐車場（高松駅前広場地下駐車場）

⑤ 自動車ターミナル

自動車ターミナルは、旅客又は貨物の合理的な輸送と自動車交通の円滑化を図るため設置される都市施設です。

自動車ターミナル法による一般自動車ターミナルの施設としては、バスターミナルとトラックターミナルの2つに分類することができます。

●自動車ターミナルの決定状況

(令和2年7月27日現在)

番号	名 称	位 置	面積 (ha)	決定年月日	開設
1	四国トラックターミナル	朝日町五丁目 (C地区埋立地)	7.6	S46. 5. 15	S46. 8

⑥ 交通広場

交通広場は、主として輻輳する歩行者、バスなどの交通を適切に処理するために、道路と鉄道、港湾、空港などに接続して設けられる広場です。

●交通広場の決定状況

(令和2年7月27日現在)

番号	名 称	位 置	面積 (㎡)	決定年月日	路線名
1	高松駅南交通広場	浜ノ町地内	約 4,600	H24. 8. 8	高松駅南線

2. 公園・緑地等

公園・緑地等は、都市における緑とオープンスペースの確保を図るとともに、都市住民の安らぎと憩いの場として、あるいは、スポーツ・レクリエーション活動の場として、重要な都市施設です。また、災害時には、避難地・避難路、火災の延焼防止、救援活動拠点、復旧・復興拠点の機能を発揮するなど、安全でゆとりある生活に不可欠な施設です。

① 公園

都市計画公園は、住民の屋外における休息、観賞、遊戯、運動その他レクリエーションの用に供するとともに、都市環境の整備及び改善を図り、もって都市の健全な発展とうるおいのある都市生活を目的として設けるものです。

都市計画で定める公園の種別は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園及び特殊公園となっています。

●都市計画公園の種別と配置及び規模の基準		
種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離250mの範囲に1カ所、面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離500mの範囲に1カ所、面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離1kmの範囲に1カ所、面積4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。
特 殊 公 園		主として風致を享受するための公園。（風致公園） 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園。
広 域 公 園		一つの市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする公園。休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの。標準規模は50ha以上。

公園の名称



区分 (○)	2：街区公園 3：近隣公園 4：地区公園 5：総合公園	6：運動公園 7：特殊公園（風致公園等） 8：特殊公園（動物公園、植物公園、歴史公園等） 9：広域公園
規模 (□)	2：面積1ha未満 3：面積1ha以上 4ha未満 4：面積4ha以上 10ha未満	5：面積10ha以上 50ha未満 6：面積50ha以上 300ha未満 7：面積300ha以上
一連番号 (△)	当該都市計画区域ごと、区分ごとの一連番号を付する。	

●都市計画公園の決定状況 (1/2)

(令和2年7月27日現在)

種別	名 称		位 置	面積(ha)		決定年月日	備 考
	番号	公園名		計画	供用		
街区	2・2・101	松島公園	松島町二丁目	0.66	0.54	H18. 9. 27	
街区	2・2・102	花園公園	花園町二丁目	0.66	0.09	S23. 11. 25	
街区	2・2・103	亀阜公園	亀岡町	0.77	0.77	S29. 2. 1	亀岡公園
街区	2・2・104	二番丁公園	番町二丁目	0.31	0.31	S30. 11. 18	番町二丁目公園
街区	2・2・105	北浜小公園	北浜町	0.04	0.04	S35. 9. 26	
街区	2・2・106	東浜小公園	城東町一丁目	0.05	0.04	S35. 8. 24	城東公園
街区	2・2・107	御坊町小公園	御坊町	0.06	0.08	S30. 2. 8	
街区	2・2・108	塩上小公園	塩上町二丁目	0.05	0.05	S30. 2. 8	
街区	2・2・109	花園第1公園	多賀町一丁目	0.15	0.15	S30. 2. 8	花園第一公園
街区	2・2・110	花園第2公園	塩上町二丁目	0.04	0.04	S30. 2. 8	花園第二公園
街区	2・2・111	藤塚小公園	藤塚町二丁目	0.14	0.13	S56. 12. 15	
街区	2・2・112	中野町小公園	中野町	0.14	0.14	S41. 6. 24	中野町公園
街区	2・2・113	宮脇町小公園	番町四丁目	0.10	0.10	S30. 2. 8	番町四丁目公園
街区	2・2・114	新開西公園	松福町二丁目	0.30	0.35	S30. 11. 18	
街区	2・2・115	新開東公園	松福町二丁目	0.43	0.43	S30. 11. 18	
街区	2・2・116	沖松島北公園	福岡町三丁目	0.13	0.14	S30. 11. 18	
街区	2・2・117	沖松島中公園	福岡町三丁目	0.20	0.18	S30. 11. 18	
街区	2・2・118	沖松島南公園	福岡町四丁目	0.13	0.13	S30. 11. 18	
街区	2・2・119	松島北公園	松島町二丁目	0.18	0.16	S30. 11. 18	
街区	2・2・120	松島南公園	多賀町三丁目	0.13	0.13	S30. 11. 18	
街区	2・2・121	西方寺公園	西宝町三丁目	0.78	0.17	S37. 11. 19	
街区	2・2・122	沖松島西公園	福岡町四丁目	0.16	0.15	S37. 1. 18	
街区	2・2・123	西浜公園	扇町一丁目	0.43	0.44	S40. 8. 24	扇町公園
街区	2・2・124	洲端公園	木太町	0.18	0.12	S42. 10. 25	
街区	2・2・125	明見公園	鶴市町	0.78	0.78	S46. 9. 28	
街区	2・2・126	郷東第1公園	郷東町字東本村	0.18	0.19	S47. 1. 17	郷東第一公園
街区	2・2・127	郷東第2公園	郷東町字西本村	0.30	0.30	S47. 1. 17	郷東第二公園
街区	2・2・128	中津公園	鶴市町字中津	0.13	0.13	S47. 1. 17	
街区	2・2・129	姥ヶ池公園	亀岡町	0.09	0.09	S54. 2. 23	
街区	2・2・130	南部第1公園	上之町一丁目	0.14	0.14	S56. 2. 10	上之町北公園
街区	2・2・131	南部第2公園	東ハゼ町	0.23	0.23	S51. 4. 5	ハゼ東公園
街区	2・2・132	南部第3公園	上之町一丁目	0.13	0.13	S52. 11. 25	上之町南公園
街区	2・2・133	南部第4公園	上之町一丁目	0.05	0.05	S51. 4. 5	つくだ橋公園
街区	2・2・134	南部第5公園	東ハゼ町	0.24	0.24	S51. 4. 5	ハゼ西公園
街区	2・2・135	太田第3公園	上福岡町	0.20	0.20	S55. 4. 23	上福岡宮西公園
街区	2・2・136	太田第4公園	松縄町	0.18	0.18	S55. 4. 23	松縄北公園
街区	2・2・137	太田第6公園	松縄町	0.21	0.21	S55. 4. 23	松縄東公園
街区	2・2・138	太田第7公園	松縄町	0.14	0.14	S55. 4. 23	松縄西公園
街区	2・2・139	太田第8公園	今里町	0.17	0.17	S55. 4. 23	今里西脇公園
街区	2・2・140	太田第1公園	上福岡町	0.09	0.09	S58. 7. 1	上福岡弁財天公園
街区	2・2・141	太田第2公園	上福岡町	0.11	0.11	S58. 7. 1	上福岡宮東公園
街区	2・2・142	太田第5公園	今里町二丁目	0.14	0.14	S59. 10. 8	今里東脇公園
街区	2・2・143	亥浜第2公園	屋島西町	0.19	0.19	S58. 10. 5	
街区	2・2・144	洲端第2公園	木太町	0.11	0.11	S58. 10. 5	
街区	2・2・145	今里楠川公園	今里町一丁目	0.06	0.06	S59. 10. 8	
街区	2・2・146	相引東公園	高松町	0.20	0.20	S59. 10. 8	
街区	2・2・147	高田公園	上天神町字高田	0.20	0.20	S62. 3. 4	
街区	2・2・148	杣場川公園	城東町一丁目	0.26	0.31	S63. 7. 15	
街区	2・2・149	松島東公園	松島町三丁目	0.20	0.20	H 3. 3. 12	
街区	2・2・150	木太北部公園	木太町	0.12	0.12	H 3. 10. 2	
街区	2・2・151	沖松島新公園	福岡町四丁目	0.47	0.47	H 3. 12. 5	
街区	2・2・152	伏石中公園	伏石町字磨紋胴	0.22	0.22	H 4. 11. 26	

※位置の町名は現在の町名

※名称の変更を除く

●都市計画公園の決定状況 (2/2)

(令和2年7月27日現在)

種別	名 称		位 置	面積 (ha)		決定年月日	備 考
	番号	公園名		計画	供用		
街区	2・2・153	伏石東公園	伏石町字三軒屋	0.21	0.21	H 4. 11. 26	
街区	2. 2. 154	浴公園	林町字平塚	0.24	0.24	H 4. 11. 26	
街区	2. 2. 155	居石公園	伏石町字居石	0.21	0.21	H 4. 11. 26	居石ふれあい公園
街区	2. 2. 156	多肥北公園	多肥下町字高口	0.31	0.31	H 4. 11. 26	
街区	2. 2. 157	多肥南公園	多肥下町字津以口	0.56	0.56	H 4. 11. 26	
街区	2. 2. 158	多肥東公園	多肥下町字下所	0.21	0.21	H 4. 11. 26	
街区	2. 2. 159	三軒屋公園	伏石町字井手東	0.29	0.29	H 4. 11. 26	
街区	2. 2. 160	浴西公園	林町字長池	0.23	0.23	H 4. 11. 26	
街区	2. 2. 161	天皇北公園	林町字松ノ木	0.25	0.25	H 4. 11. 26	天皇公園
街区	2. 2. 162	木太新開公園	木太町字西浜	0.22	0.22	H 6. 3. 1	
街区	2. 2. 163	伏石北公園	伏石町字鹿腹	0.20	0.20	H 7. 8. 4	
街区	2. 2. 164	松縄天満公園	松縄町字境目	0.17	0.17	H 7. 8. 4	
街区	2. 2. 165	下西原公園	木太町字下西原	0.19	0.19	H 7. 8. 4	
街区	2. 2. 166	松縄下所公園	松縄町字池添	0.21	0.21	H 7. 8. 4	
街区	2. 2. 167	宮前公園	木太町字上西原	0.18	0.18	H 7. 8. 4	木太宮前公園
街区	2. 2. 168	伏石立石公園	伏石町字立石	0.22	0.22	H 7. 8. 4	
街区	2. 2. 169	伏石南公園	伏石町字羽塵	0.21	0.21	H 7. 8. 4	
街区	2. 2. 170	平塚公園	木太町字平塚	0.21	0.21	H 7. 8. 4	
街区	2. 2. 171	多肥西公園	多肥下町字汲佛	0.31	0.31	H 7. 8. 4	
街区	2. 2. 172	岡の山公園	牟礼町牟礼字岡	0.12	0.12	S51. 11. 6	
街区	2. 2. 173	浜西公園	牟礼町牟礼字浜	0.06	0.06	S50. 7. 3	
街区	2. 2. 174	川西公園	牟礼町大町字役戸	0.18	0.18	S54. 2. 23	
街区	2. 2. 175	野上公園	牟礼町牟礼字仲代	0.50	0.50	H 6. 12. 1	
街区	2. 2. 176	新居児童公園	国分寺町新居字下向田	0.14	0.14	S61. 8. 25	
街区	2. 2. 177	三谷公園	三谷町字竹林	0.20	0.31	H26. 8. 22	みたに三郎池公園
街区	2. 2. 178	太田南皿井公園	太田上町字皿井	0.31	0.30	H27. 8. 21	
街区	2. 2. 179	木太えびす公園	木太町字夷村	0.21	0.21	H28. 3. 4	
街区	2. 2. 180	香西南町公園	香西南町	0.31	—	H28. 3. 4	
街区	2. 2. 181	大野公園	香川町大野字亀井	0.24	—	H29. 4. 7	
街区	2. 2. 182	円座永井公園	円座町字永井	0.25	—	R元. 7. 22	
近隣	3. 2. 106	太田中央公園	太田下町字道東	0.90	0.93	H 4. 11. 26	
近隣	3. 2. 108	松縄流石中央公園	松縄町字流石	0.70	0.68	H 7. 8. 4	
近隣	3. 3. 101	福岡公園	福岡町	1.32	—	S29. 9. 6	県立公園
近隣	3. 3. 102	紫雲公園	宮脇町二丁目	1.64	1.87	S30. 11. 18	市立公園
近隣	3. 3. 103	円座公園	円座町	2.50	2.48	S43. 10. 8	県立公園
近隣	3. 3. 104	今里中筋公園	今里町一丁目	1.00	1.01	S59. 10. 19	今里中央公園
近隣	3. 3. 105	伏石中央公園	伏石町字麿紋胴	1.21	1.21	H 4. 11. 26	
近隣	3. 3. 107	長池中央公園	林町字長池	1.00	0.96	H 4. 11. 26	
近隣	3. 3. 109	木太中央公園	木太町字上西原	1.40	1.43	H 7. 8. 4	
近隣	3. 3. 110	平塚中央公園	木太町字平塚	1.00	1.00	H 7. 8. 4	
近隣	3. 3. 111	牟礼中央公園	牟礼町大町, 牟礼町原	2.70	3.45	S53. 10. 19	
近隣	3. 3. 112	御山公園	牟礼町牟礼字岡, 宮北	3.50	3.56	H 3. 3. 12	
地区	4. 3. 101	中央公園	番町一丁目	3.39	3.52	S23. 11. 25	
地区	4. 4. 102	橘ノ丘公園	国分寺町新名字橘, 火ノ山	9.80	9.77	H 3. 3. 12	
地区	4. 4. 103	如意輪寺公園	国分寺町国分	4.40	4.41	H 8. 12. 3	
総合	5. 5. 101	仏生山公園	仏生山町	12.00	9.00	S34. 10. 26	仏生山記念公園
運動	6. 4. 103	南部地域運動公園	香南町岡字清水	4.20	—	H27. 2. 26	
運動	6. 5. 102	高松市東部運動公園	高松町	47.20	47.20	H 6. 12. 16	
運動	6. 6. 101	香川県総合運動公園	生島町	30.90	30.90	S54. 2. 20	県立公園
特殊	8. 4. 101	玉藻公園	玉藻町・寿町一丁目	8.90	8.41	H10. 7. 10	歴史公園
特殊	8. 6. 102	栗林公園	栗林町・中野町	75.40	75.31	S54. 2. 20	県立公園
広域	9. 6. 101	さぬき空港公園	綾川町, 香川町, 香南町	100.30	40.52	S61. 11. 21	県立公園
計 104 箇所				334.27	264.55	—	

※位置の町名は現在の町名

※名称の変更を除く

② 緑地

都市計画緑地は、公害や災害の防止、避難路の確保、さらには自然環境の保全等を図ることを目的としたものであり、安全かつ快適な都市生活に寄与するものです。

●都市計画緑地の種類と内容

種 類	内 容
緩 衝 緑 地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とするもの
都 市 緑 地	都市の自然的環境の保全及び改善、都市景観の向上を図るためのもの
緑 道	地震・火災等の災害時の避難路の確保、交通事故から歩行者を守るなど市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的とするもの

●都市計画緑地の決定状況

(令和2年7月27日現在)

名 称		位 置	面積 (ha)		決定年月日
番号	緑地名		計画	供用	
1	香東川緑地	円座町他	100.9	29.31	S47. 9. 28
2	杣場川緑道	松福町	0.5	0.59	S51. 4. 5
3	木太海浜緑地	木太町	0.3	0.32	S58. 7. 1
4	新浜緑地	屋島西町字新浜	0.16	0.16	S60. 11. 2
5	相引川緑地	屋島中町字新馬場	0.23	0.23	H 7. 8. 4
計 5 箇所			102.09	30.61	—

※名称の変更を除く

③ 墓園

都市計画墓園は、埋葬場所としての機能のほか、緑地の保全やレクリエーション機能等公園的性格を併せ持ったものです。墓参と同時に散歩、休息等のできる静粛な環境をつくるため、墓域面積を全体面積の3分の1以下におさえ、できるかぎり墓所の持つべき清浄さに配慮することとしています。

●都市計画墓園の決定状況

(令和2年7月27日現在)

名 称		位 置	面積 (ha)		決定年月日
番号	墓園名		計画	供用	
1	平和公園	三谷町	20.20	11.86	S47. 1. 18
2	六ツ目公園	国分寺町福家字六ツ目	4.20	4.20	H12. 3. 1
計 2 箇所			24.40	16.06	—

※名称の変更を除く

④ その他の公共空地

都市における公共的なオープンスペースのうち、公園・緑地・広場・墓園に分類されないものをその他の公共空地として都市計画で定めています。

●その他の公共空地の決定状況

(令和2年7月27日現在)

種別	番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)		決定年月日
				計画	供用	
運動場	1	屋島陸上競技場	屋島中町	5.40	5.21	S29. 2. 1

※名称の変更を除く

⑤ その他の都市公園（参考）

種別	名 称	位 置	面積(ha)	種別	名 称	位 置	面積(ha)
			供 用				供 用
街区	松島中公園	松島町二丁目	0.06	街区	鬼無山辺小公園	鬼無町	0.04
街区	瓦町小公園	瓦町二丁目	0.01	街区	多肥さくら公園	多肥上町	0.10
街区	香西公園	香西北町	0.03	街区	多肥上町小公園	多肥上町	0.04
街区	下田井公園	下田井町	0.02	街区	浜ノ町公園	浜ノ町	0.16
街区	三条公園	三条町	0.06	街区	津内山公園	御厩町	0.40
街区	一本松公園	高松町	0.03	街区	春日中央公園	春日町	0.10
街区	鞍掛公園	高松町	0.05	街区	山椒山公園	牟礼町	0.16
街区	赤牛公園	高松町	0.24	街区	牟礼川東公園	牟礼町大町	0.08
街区	扇町西公園	扇町三丁目	0.20	街区	パーク六万寺公園	牟礼町牟礼	0.23
街区	永之谷公園	高松町	0.27	街区	川内原第一南公園	香川町川内原	0.03
街区	津之町公園	高松町	0.17	街区	川内原第一北公園	香川町川内原	0.03
街区	新北町北公園	新北町	0.26	街区	香川ふなおか園	香川町大野	0.08
街区	新浜公園	屋島西町	0.19	街区	片田第二公園	春日町	0.02
街区	屋島中央公園	屋島西町	0.95	街区	津之町第二公園	高松町	0.02
街区	亥浜公園	屋島西町	0.26	街区	檀ノ浦第一公園	屋島東町	0.09
街区	景山公園	屋島西町	0.19	街区	檀ノ浦第二公園	屋島東町	0.31
街区	新北町南公園	新北町	0.31	街区	檀ノ浦第三公園	屋島東町	0.04
街区	洲端西公園	観光町	0.07	街区	檀ノ浦第四公園	屋島東町	0.06
街区	新田公園	新田町	0.22	街区	檀ノ浦第五公園	屋島東町	0.15
街区	乾船入南公園	郷東町	0.33	街区	檀ノ浦第六公園	屋島東町	0.05
街区	乾船入北公園	郷東町	0.25	街区	西町小公園	西町	0.03
街区	郷東町新地北公園	郷東町	0.23	街区	寺井阿庄公園	寺井町	0.02
街区	郷東町新地東公園	郷東町	0.08	街区	寺井下川原公園	寺井町	0.05
街区	福岡三丁目公園	福岡町三丁目	0.10	街区	新田さつきヶ丘公園	高松町	0.19
街区	半田公園	飯田町	0.12	街区	円座団地公園	円座町	0.02
街区	小坂公園	飯田町	0.16	街区	十川西団地公園	十川西町	0.02
街区	青木公園	飯田町	0.22	街区	牟礼原クリーンハイツ西公園	牟礼町原	0.20
街区	花園ふれあい公園	花園町二丁目	0.16	街区	牟礼原クリーンハイツ東公園	牟礼町原	0.05
街区	鹿角公園	鹿角町	0.13	街区	牟礼玉藻台公園	牟礼町大町	0.01
街区	錦町公園	浜ノ町	0.06	街区	牟礼自由ヶ丘北公園	牟礼町大町	0.02
街区	大の場公園	浜ノ町	0.12	街区	牟礼自由ヶ丘南公園	牟礼町大町	0.05
街区	川島中央公園	川島本町	0.22	街区	牟礼大町朝日団地公園	牟礼町大町	0.01
街区	十川ふれあい公園	十川西町	0.11	街区	牟礼桜ヶ丘公園	牟礼町大町	0.03
街区	原児童公園	牟礼町原	0.31	街区	牟礼つくしの団地公園	牟礼町大町	0.01
街区	塩上三丁目公園	塩上町三丁目	0.14	街区	牟礼堀越団地上公園	牟礼町牟礼	0.02
街区	生島ふれあい公園	生島町	0.17	街区	牟礼薬師団地公園	牟礼町牟礼	0.01
街区	由良川東公園	由良町	0.12	街区	屋島みどりヶ丘東公園	牟礼町牟礼	0.02
街区	岡本公園	岡本町	0.19	街区	屋島みどりヶ丘西公園	牟礼町牟礼	0.05
街区	玉藻町公共広場	玉藻町	0.22	街区	新八栗台東公園	牟礼町牟礼	0.09
街区	前田勘定公園	前田西町	0.01	街区	新八栗台西公園	牟礼町牟礼	0.08
街区	多肥日暮小公園	多肥上町	0.02	街区	牟礼六万寺台団地公園	牟礼町牟礼	0.02
街区	屋島西町子の浜公園	屋島西町	0.05	街区	牟礼浜西朝日ヶ丘公園	牟礼町牟礼	0.07
街区	茜町小公園	茜町	0.04	街区	牟礼浜北朝日ヶ丘公園	牟礼町牟礼	0.03
街区	香西立石公園	香西西町	0.21	街区	牟礼久通り西団地南公園	牟礼町牟礼	0.05
街区	朝日町公園	朝日町一丁目	0.16	街区	牟礼久通り西団地中公園	牟礼町牟礼	0.12
街区	片田公園	春日町	0.10	街区	牟礼日東八栗台第一公園	牟礼町牟礼	0.03
街区	林公園	林町	0.11	街区	牟礼日東八栗台第二公園	牟礼町牟礼	0.02
街区	今里公園	今里町	0.07	街区	大町クリーンハイツ公園	牟礼町大町	0.05

街区	グリーンビル大町公園	牟礼町大町	0.02	街区	香川かもじま東公園	香川町川東下	0.01
街区	公社牟礼団地南公園	牟礼町大町	0.06	街区	多肥上町出口北公園	多肥上町	0.02
街区	公社牟礼団地北公園	牟礼町大町	0.03	街区	多肥上町出口南公園	多肥上町	0.02
街区	牟礼宮北公園	牟礼町牟礼	0.02	街区	成合北第一団地公園	成合町	0.01
街区	八栗口南公園	牟礼町牟礼	0.02	街区	木太今村上所公園	木太町	0.02
街区	牟礼久通り西団地北公園	牟礼町牟礼	0.03	街区	横井友舞公園	香南町横井	0.02
街区	牟礼源平台第一公園	牟礼町牟礼	0.04	街区	高松町下所公園	高松町	0.02
街区	牟礼源平台第二公園	牟礼町牟礼	0.03	街区	中間川向公園	中間町	0.02
街区	牟礼紅葉台団地公園	牟礼町牟礼	0.08	街区	国分寺新居橋岡公園	国分寺町新居	0.02
街区	由佐中屋団地公園	香南町由佐	0.02	街区	木太今村上所第二公園	木太町	0.02
街区	大野ハイツ北公園	香川町大野	0.01	街区	浅野平池グリーンタウン公園	香川町浅野	0.14
街区	大野ハイツ南公園	香川町大野	0.01	街区	塩江安原公園	塩江町安原下	0.38
街区	浅野船岡西ハイツ公園	香川町浅野	0.01	街区	女木公園	女木町	0.07
街区	浅野平池団地公園	香川町浅野	0.02	街区	安原西谷団地公園	塩江町安原下	0.16
街区	浅野新平池団地公園	香川町浅野	0.02	街区	不動の滝公園	塩江町安原上東	0.15
街区	浅野八王子団地西公園	香川町浅野	0.02	街区	庵治朝日児童公園	庵治町	0.25
街区	浅野八王子団地北公園	香川町浅野	0.02	街区	庵治高尻児童公園	庵治町	0.05
街区	浅野八王子団地南公園	香川町浅野	0.08	街区	庵治交通ミニ公園	庵治町	0.09
街区	浅野平池グリーンタウン東公園	香川町浅野	0.01	街区	庵治城岬公園	庵治町	0.73
街区	浅野さかえ団地南公園	香川町浅野	0.08	街区	庵治丸山親水公園	庵治町	0.18
街区	浅野さかえ団地北公園	香川町浅野	0.09	街区	庵治浜公園	庵治町	0.05
街区	浅野上実相寺公園	香川町浅野	0.01	街区	庵治鎌野公園	庵治町	0.07
街区	浅野団地公園	香川町浅野	0.02	街区	庵治才田公園	庵治町	0.02
街区	日生ニュータウン南団地公園	香川町川東上	0.11	街区	仏生山駅前公園	仏生山町	0.24
街区	日生ニュータウン西団地公園	香川町川東上	0.10	近隣	房前公園	牟礼町	1.91
街区	日生ニュータウン北団地公園	香川町川東上	0.04	近隣	菱の池公園	高松町	1.17
街区	香川川東団地公園	香川町川東下	0.01	近隣	彦作池公園	多肥上町	1.00
街区	国分寺西原姫池公園	国分寺町新名	0.01	近隣	月見ヶ原公園	香南町横井	2.27
街区	国分寺はしか若葉公園	国分寺町新居	0.02	総合	峰山公園	峰山町	15.28
街区	国分寺万灯グリーン団地公園	国分寺町新居	0.02	総合	あじ竜王山公園	庵治町	22.18
街区	国分寺はざま団地公園	国分寺町福家	0.04	都緑	屋島緑地	屋島西町	0.20
街区	国分寺古宮公園	国分寺町福家	0.01	都緑	瀬戸内海浜緑地	瀬戸内町	0.22
街区	国分寺新居本村南公園	国分寺町新居	0.01	都緑	朝日新町西緑地	朝日新町	0.76
街区	国分寺万福寺池団地公園	国分寺町新居	0.01	都緑	朝日新町東緑地	朝日新町	0.49
街区	北谷団地南公園	国分寺町福家	0.01	都緑	瀬戸内緑地	瀬戸内町	0.08
街区	北谷団地北公園	国分寺町福家	0.02	都緑	浜北緑地公園	牟礼町牟礼	0.02
街区	国分寺福家本村公園	国分寺町福家	0.03	都緑	新橋緑地	福岡町一丁目	0.01
街区	国分寺中福家中公園	国分寺町福家	0.02	都緑	一宮新開緑地	一宮町	0.01
街区	国分寺中央団地公園	国分寺町新名	0.03	都緑	茜町緑地	茜町	0.01
街区	国分寺宮西公園	国分寺町国分	0.01	都緑	香西東町緑地	香西東町	0.07
街区	国分寺中福家南公園	国分寺町福家	0.02	都緑	香西南町緩衝緑地	香西南町	0.04
街区	羽間流通団地公園	国分寺町福家	0.52	都緑	新川記念広場	春日町	0.07
街区	与一公園	牟礼町牟礼	0.69	都緑	新川河川敷緑地	春日町	3.33
街区	与一北公園	牟礼町牟礼	0.13	都緑	詰田川緑地	福岡町三丁目	0.20
街区	勅使町御殿ふれあい公園	勅使町	0.09	都緑	国分寺柏原額池緑地	国分寺町柏原	0.11
街区	鮎つ子広場公園	塩江町安原下	0.09	緑道	屋島緑道	屋島西町	0.17
街区	内場ダム上公園	塩江町上西乙	0.17	緑道	宮脇中野町緑道	中野町	0.38
街区	内場ダム下公園	塩江町安原上東	0.14	緑道	庵治緑道公園	庵治町	0.60
街区	国分寺楠井グリーンハイム公園	国分寺町福家	0.04	緑道	本津川緑道	国分寺町新居	0.27
街区	牟礼白竜公園	牟礼町牟礼	0.02	緑道	公北緑道	中野町	0.08
				計 196 箇所			68.21

※位置の町名は現在の町名

3. 下水道

下水道は、家庭や工場からの汚水进行处理することにより生活環境を改善するとともに、河川や海域等の公共用水域の水質を保全し、雨水による浸水を防止する役割をもった、都市に欠かせない施設です。

下水道には、流域下水道、公共下水道、都市下水路の3種類があり、原則として都市計画事業として行われます。

① 流域下水道

流域下水道とは、2以上の市町村の公共下水道から汚水を受けて、これを終末処理場で処理する機能を持った下水道で、幹線管きよ、ポンプ場、終末処理場で構成されており、その事業主体は原則として都道府県が行うこととなっています。

香東川流域下水道事業は、備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画に基づき香川県が事業主体となって事業を実施するものであり、高松市（旧国分寺町、旧香川町、旧香南町、旧塩江町を含む）流域関連公共下水道から流出される汚水を流域下水道幹線管きよで集水し、平成13年8月に供用開始された流域下水道終末処理場（香東川浄化センター）で処理していました。

高松市流域関連公共下水道の区域は、高松市公共下水道のうち、高松西部処理区全域です。

なお、流域下水道の取り扱いについては、平成28年度から市町合併後の高松市の単独公共下水道として実施しています。

② 公共下水道

公共下水道とは、主として市街地における下水（汚水及び雨水）をすみやかに排除又は処理する機能を持つ下水道のことをいい、その事業主体は原則として市町村です。

汚水进行处理する方法としては、自ら終末処理場を持つ方法と終末処理場を持つ流域下水道に接続する方法があり、前者を単独公共下水道、後者を流域関連公共下水道といいます。

高松市の公共下水道事業は、昭和8年に着手し、昭和30年から第1期拡張事業により、福岡下水処理場及び中部処理区の整備をほぼ完了しました。さらに、昭和50年からは、第2期拡張事業として、東部処理区の整備に取りかかり、昭和57年11月に東部下水処理場の供用を開始し、污水管きよの整備を重点的に進めてきました。

平成5年度には、香東川流域下水道の事業認可に伴い、新たに西部処理区の事業に着手しました。

また、平成13年8月に香東川浄化センターの供用を開始したことを機に、福岡下水処理場の処理機能を廃止し、浸水対策のためのポンプ場へ事業計画を変更しました。

平成17年度に塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町と合併し、旧町における下水道事業を引き継ぎ、積極的にその整備を進めてきたところです。

なお、下水道の人口普及率は、平成30年3月31日現在、63.4%となっています。



●計画決定（決定：平成28年4月1日）

（令和2年7月27日現在）

排水区域	下水管渠		ポンプ施設	処理施設
	名 称	延長（m）		
高松市公共下水道 汚水・雨水 約 6,161ha うち合流 約 875ha うち分流 約 5,286ha	中央幹線 東部下水処理場放流渠 汚水放流幹線 高松西部幹線 香東川浄化センター放流渠	約 4,460 約 2,200 約 820 約 6,650 約 1,400	39 ポンプ場	東部下水処理場 位置：屋島西町字新浜 敷地面積：約 143,700 m ² 香東川浄化センター 位置：香西本町地先 敷地面積：約 175,700 m ² 牟礼浄化苑 位置：牟礼町牟礼字浜 敷地面積：約 33,500 m ²

●公共下水道の計画概要

（令和2年7月27日現在）

処理区名		全体計画区域				事業計画区域		処理面積 (ha)	排除方式
		都市計画 決定区域 (ha)	計画区域 (ha)	計 (ha)	計画人口 (人)	事業計画 区 域 (ha)	計画人口 (人)		
東部処理区		3,241.2	107.0	3,348.2	166,680	3,241.2	164,230	2,796.3	分流式一部合流式
牟礼処理区		540.0	276.4	816.4	19,200	616.6	16,570	462.2	分流式
庵治処理区		0.0	320.0	320.0	5,500	145.5	4,740	117.7	分流式
西部 処理 区	(旧高松市)	1,545.2	579.0	2,124.2	84,620	1,500.2	75,520	1,238.7	分流式一部合流式
	(旧塩江町)	0.0	72.7	72.7	1,510	59.9	1,300	56.1	分流式
	(旧香川町)	451.0	28.0	479.0	15,500	403.3	14,350	281.6	分流式
	(旧香南町)	0.0	320.0	320.0	5,200	253.0	4,880	218.1	分流式
	(旧国分寺町)	384.0	32.0	416.0	14,600	350.0	11,830	310.2	分流式
計		6,161.4	1,735.1	7,896.5	312,810	6,569.7	293,420	5,480.9	—

●終末処理場の計画概要

（令和2年7月27日現在）

名 称	計画決定		事業認可		整備済	
	能力	敷地面積	能力	敷地面積	能力	敷地面積
	(m ³ /日)	(m ²)	(m ³ /日)	(m ²)	(m ³ /日)	(m ²)
東部下水処理場	128,400	143,700	126,500	143,700	83,330	143,700
香東川浄化センター	86,800	176,000	78,700	176,000	47,600	176,000
牟礼浄化苑	11,200	33,500	11,200	33,500	11,200	33,500
庵治浄化センター	2,900	6,900	2,420	6,900	1,750	6,900



東部下水処理場

4. その他の都市施設

卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場及びごみ焼却場等の諸施設は、他の都市施設と同様に都市の機能上必要不可欠な施設です。これらの施設は公共性が極めて高く、施設の位置、規模などについて広域的な観点から決める必要があります。また、周辺に与える影響が大きいため、都市計画決定されたものであるか、特定行政庁が建築基準法第51条ただし書きに基づき都市計画審議会の議を経てその位置を許可したものでなければ、都市計画区域内においては、建築することができません。

① 汚物処理場

し尿処理場は、環境その他の面からも基本的には下水道によって行うことが効果的ですが、下水道を整備中の地域や整備が行われていない地域については、汚物処理場で処理が行われています。

●汚物処理場の決定状況

(令和2年7月27日現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	決定年月日	備考
	高松市衛生処理センター	亀水町	61,600	S59. 10. 8	320kl/日
	—	—	—	H29. 4. 7	廃止
1	高松市衛生センター	朝日町五丁目	3,400	H26. 8. 22	378kl/日

② ごみ焼却場

●ごみ焼却場の決定状況

(令和2年7月27日現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	決定年月日	備考
	香川環境センター	香川町川内原	12,500	H 4. 11. 25	31t/日
	—	—	—	H24. 2. 20	廃止

③ ごみ処理場

●ごみ処理場の決定状況

(令和2年7月27日現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	決定年月日	備考
1	高松地区西部広域衛生施設 組合ごみ処理場	川部町字宮本	1.8	S55. 4. 23	300t/日
	牟礼ごみ処理場	牟礼町大町字羽間, 丹僧	1.14	H 6. 12. 1	25t/8h
	—	—	—	H24. 2. 20	廃止
2	国分寺枝葉リサイクルセンター	国分寺町新居	0.15	H17. 12. 5	5.4t/日

④ 市場

卸売市場は、生産者と消費者間を結ぶ流通機構の一環として青果物、水産物、食肉等の卸売をする市場で、中央卸売市場、地方卸売市場などがあります。

●市場の決定状況

(令和2年7月27日現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	決定年月日	備考
1	高松市中央卸売市場	瀬戸内町、西町 朝日町三丁目	97,700	S58. 10. 5 R 元. 7. 22	追加

⑤ と畜場

●と畜場の決定状況

(令和2年7月27日現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	決定年月日	備考
1	高松市食肉センター	郷東町字新開	9,000	H 9. 2. 28	大動物 50 頭/日

⑥ 火葬場

●火葬場の決定状況

(令和2年7月27日現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (㎡)	決定年月日	備考
1	高松市葬祭場 (斎場公園)	福岡町四丁目	13,700	H 3. 12. 5	炉 11 基
3	牟礼斎場	牟礼町原字城一	5,000	S53. 1. 11	一日 4 体
4	香川斎場	香川町高桐	15,600	H 6. 2. 28	炉 4 基

⑦ 社会福祉施設

●社会福祉施設の決定状況

(令和2年7月27日現在)

番号	名 称	所 在 地	面積 (ha)	決定年月日	備 考
1	牟礼町総合福祉会館	牟礼町牟礼字仲代	1.0	S54. 6. 22	老人福祉センター 収用人員約 250 名 福祉センター 収用人員約 950 名



高松市中央卸売市場



高松市中央卸売市場

第7節 市街地開発事業

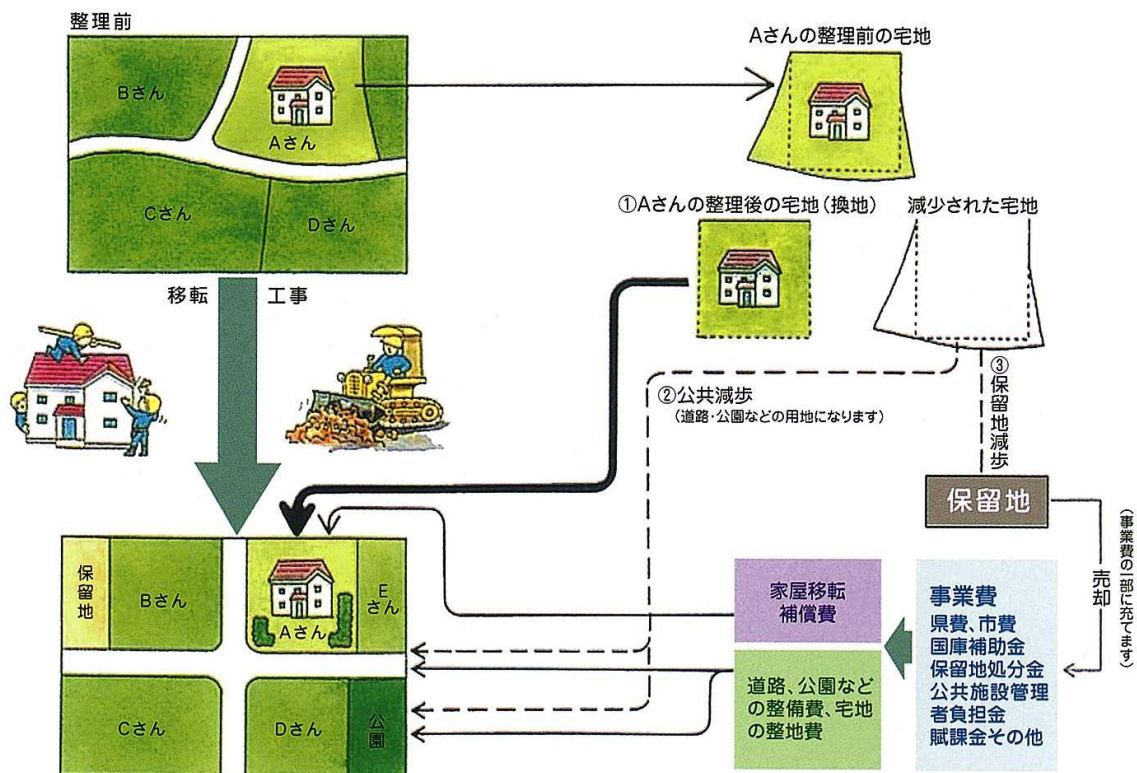
市街地開発事業は、道路や公園などの基幹的な公共施設の整備と建築敷地や建築物等の整備を一体的に行うことにより、都市機能が低下している密集市街地の改造や計画的な新市街地の形成を図るものです。

1. 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、土地区画整理法に基づき行われる事業で、都市計画区域内の一定の地区において、土地の区画形質を変更し、道路・公園・下水道など公共施設の整備・改善と宅地の利用増進を図り、健全な市街地を形成する事業です。

土地区画整理事業には、都市計画決定して事業を行うものと都市計画決定しないで事業を行うものがありますが、施行者が地方公共団体や住宅・都市整備公団などの場合は必ず都市計画決定することになっており、一部の個人や土地区画整理組合などが施行する場合のみ都市計画決定しなくても事業を行うことができる制度になっています。

●土地区画整理事業のしくみ



レインボーロード



●行政庁施行

(令和2年7月27日現在)

地区名	施行者	施行面積 (ha)	総事業費 (千円)	決 定 年 月 日	事業認可 公告年月日	施行期間	換地処分 公告年月日	減歩率(%)		公共用地率(%)	
								公共	合算	施行前	施行後
復 興	市長	358.2	644,295	S21.6.5	S21.9.9	S21～S51	S33.7.10 S39.1.25 S45.5.19	14.41	14.57	13.26	28.96
計 1 地区		358.2	—								

●地方公共団体施行

(令和2年7月27日現在)

地区名	施行者	施行面積 (ha)	総事業費 (千円)	決 定 年 月 日	事業認可 公告年月日	施行期間	換地処分 公告年月日	減歩率(%)		公共用地率(%)	
								公共	合算	施行前	施行後
松 島	市	64.9	171,679	S29.9.6	S30.2.17	S29～S49	S44.4.30	19.24	23.66	8.61	26.19
弦 打	市	47.4	743,414	S40.12.27	S41.12.1	S41～S53	S48.3.31	10.02	15.58	9.59	24.12
古 高 松	市	10.0	96,000	S42.9.8	S43.2.20	S42～S51	S46.1.7	16.61	16.61	9.69	27.22
南部第1	市	28.3	2,058,030	S45.10.15	S48.3.31	S47～S62	S57.2.9	14.54	15.36	13.89	29.40
太田第1	市	78.2	5,612,000	S45.10.15	S46.1.20	S45～H7	H1.10.13	14.80	15.81	8.75	25.37
太田第2	市	360.3	64,026,000	S61.3.28	S62.2.20	S61～H25	H20.10.31	18.94	21.26	8.09	25.50
高松港頭	県	27.8	43,843,166	H4.12.11	H6.2.8	H5～H20	H16.4.6	29.82	40.04	9.23	35.29
計 7 地区		616.9	—								

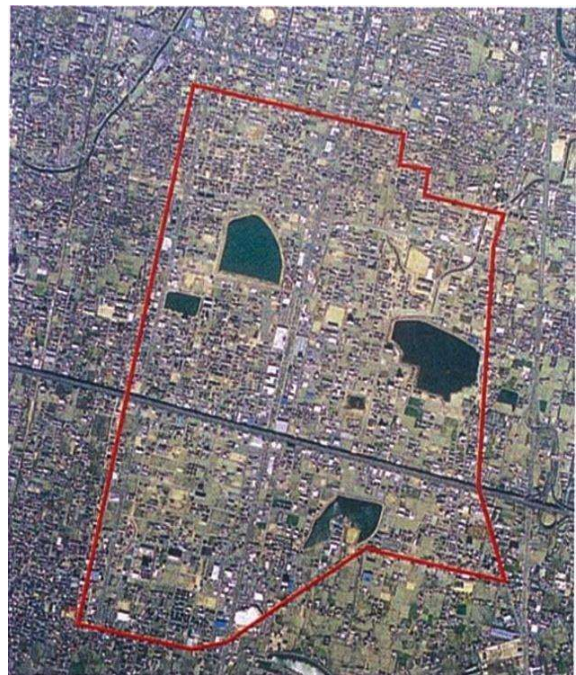
●組合施行

(令和2年7月27日現在)

地区名	施行者	施行面積 (ha)	総事業費 (千円)	決 定 年 月 日	設 立 認 可 公告年月日	施行期間	換地処分 公告年月日	減歩率(%)		公共用地率(%)	
								公共	合算	施行前	施行後
西 部	組合	25.9	63	-	S6.2.24	S5～S10	S10.11.14	-	19.93	-	-
宮 脇 町	組合	12.7	30	-	S9.9.22	S9～S16	S14.6.13 S15.9.27	4.92	16.83	5.17	15.85
生 島	組合	37.7	1,786,555	-	S47.11.4	S47～S56	S54.2.27	5.48	5.48	0	5.48
高 松 浜	組合	18.9	1,426,489	-	S48.3.31	S47～S53	S51.3.11	27.44	40.36	0.17	27.56
高 松 町	組合	12.6	512,760	-	S48.5.19	S48～S53	S51.12.2	20.31	28.14	6.37	25.77
屋 島	組合	58.7	4,255,661	-	S48.6.5	S48～S56	S54.6.14	18.71	34.84	10.17	26.98
計 6 地区		166.5	—								



区画整理前



区画整理後

2. 市街地再開発事業

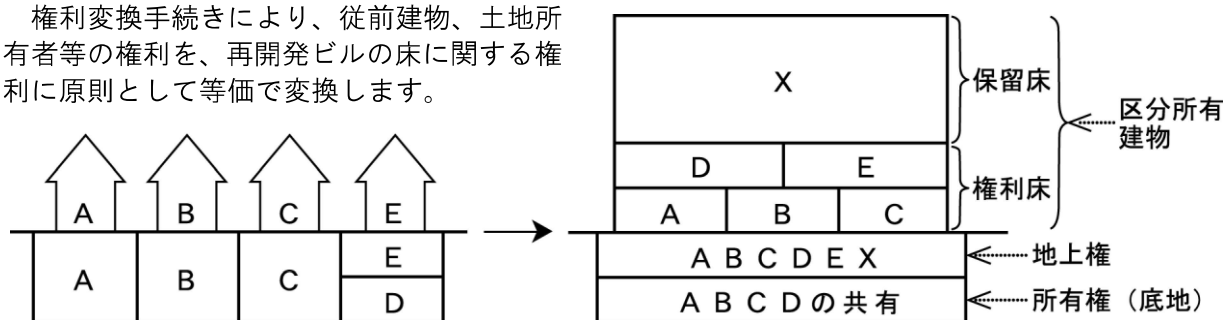
市街地再開発事業は、都市再開発法に基づき行われる事業で、低層の木造家屋が密集して住環境の悪化した市街地や公共施設が不十分で都市機能が十分発揮されていない地区等において、建築物の不燃化や共同化、高層化と道路等の公共施設の整備を行い、市街地の健全な高度利用と都市機能の更新を図るものです。

このように市街地再開発事業は非常に公共性の高い事業であり、一部の個人施行を除いて、都市計画決定を行い都市計画事業として実施することとされています。

また、市街地再開発事業は、権利変換方式による第一種市街地再開発事業と用地買収方式による第二種市街地再開発事業とに分けられており、高松市では、第一種市街地再開発事業が都市計画決定されています。

●市街地再開発事業のしくみ（権利変換方式）

権利変換手続きにより、従前建物、土地所有者等の権利を、再開発ビルの床に関する権利に原則として等価で変換します。



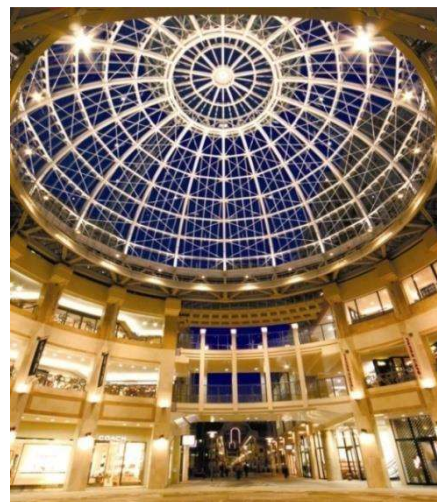
●市街地再開発事業の決定状況

（令和2年7月27日現在）

名 称	施行区域 面 積	建築敷地 面 積	建 べ 率の 最高限度	容積率の 最高限度	主要用途	公共施設	決 定 年月日
片原町駅西・第3街区 第一種市街地再開発事業	約 0.4ha	約 2,800 ㎡	7/10	55/10	住宅施設	道路 下水道	H8.2.27
高松丸亀町商店街A街区 第一種市街地再開発事業	約 0.4ha	約 3,100 ㎡	7/10	55/10	商業施設、業務施設、住宅、駐輪場	道路	H16.4.13
高松丸亀町商店街G街区 第一種市街地再開発事業	約 1.2ha	約 8,900 ㎡	7/10	46/10 65/10	商業施設、住宅、ホテル、駐輪場、駐車場	道路	H21.6.30
高松市大工町・磨屋町地区 第一種市街地再開発事業	約 0.5ha	約 3,400 ㎡	7/10	48/10	共同住宅、医療施設 商業施設、福祉施設 駐車場	道路	H30.6.25
計	約 2.5ha	—					



高松丸亀町商店街G街区



高松丸亀町商店街A街区

第8節 地区計画等

地域地区や都市施設などによる都市計画が、都市全体からみた土地利用計画や道路、公園、下水道等の都市の骨格づくりを中心としていたのに対し、地区計画制度は地区レベルでのまちづくりの計画であり、都市に住み、働く人達の身近な生活環境を保全したり、整備したりするため、建築物の用途、形態や道路、公園等の配置などについて地区の特性に応じてきめ細かく定めることができる制度です。

地区計画を目的別に類型化すると、土地区画整理事業などの区域で、良好な環境の街区を形成・保全する環境形成保全型の他に、無秩序な開発の防止を目的とする新市街地整除型、既に美しい街なみや良好な居住環境が形成されている区域を保全する環境保全型などがあります。

また、平成10年の都市計画法の改正では、市街化調整区域における地区計画の策定対象区域及び開発許可対象範囲の拡大等の措置が講じられ、大規模計画開発地域だけでなく、小規模な開発を許容する区域においても策定できるようになりました。

●地区計画制度の活用例

① 環境形成保全型（土地区画整理事業などの施行完了地区・予定地区）

放置すると良好な環境が
形成できなくなりそうなまちが…。



敷地の細分化によるミニ開発や色々な用途の建物の混在により、良好な環境が形づくられない場合があります。

地区計画制度を適用すると

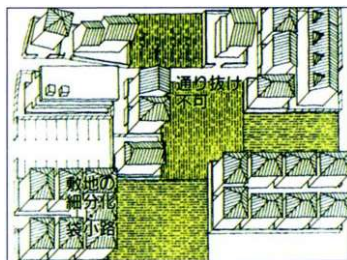
調和のとれたまちになります。



道路や公園はできているので、おもに敷地の規模や建物の用途、高さ、形についての計画となります。

② 新市街地整除型（郊外で農地の中に住宅などが散在的に建ち並びつつある地域）

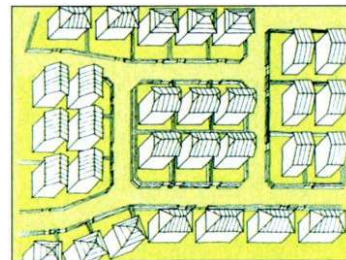
放置すると環境が悪く
災害に弱いまちとなりそうなところが…。



袋小路が多く、敷地も細かく分割されます。日照等環境が悪だけでなく、消防車などの進入も容易でなく避難路もないという災害に弱いまちになります。

地区計画制度を適用すると

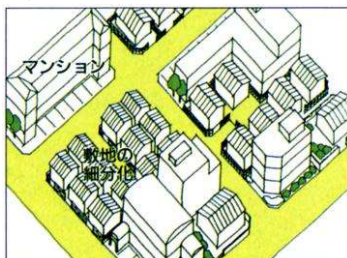
秩序あるまちになります。



道路の位置や幅、敷地の規模、建物の用途、高さ形についての計画となります。

③ 環境保全型（良好な街区の環境が形成されている地域）

放置すると現在の良好な雰囲気が
壊れそうなまちが…。



敷地の細分化、マンション、事務所などの用途の混在が無秩序に進み、現在の良好な雰囲気がこわれます。

地区計画制度を適用すると

良好な住宅地を守り、
一層落ちついたまちになります。



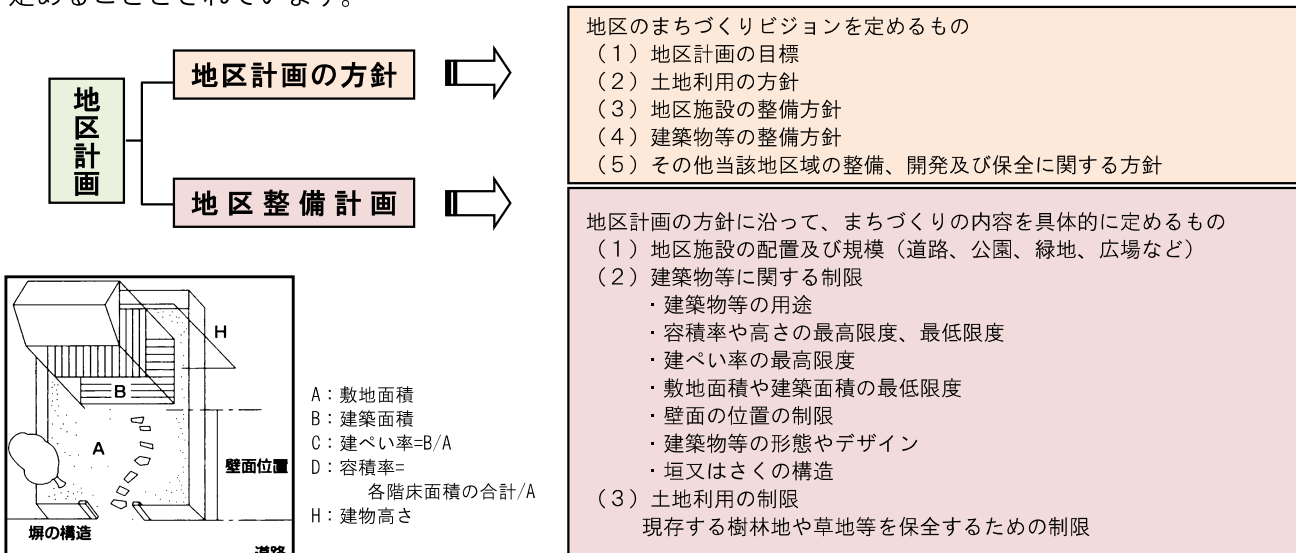
現在の環境を保持するための建物の用途、高さ、敷地の規模や垣、さくについての計画となります。

●地区計画の種類

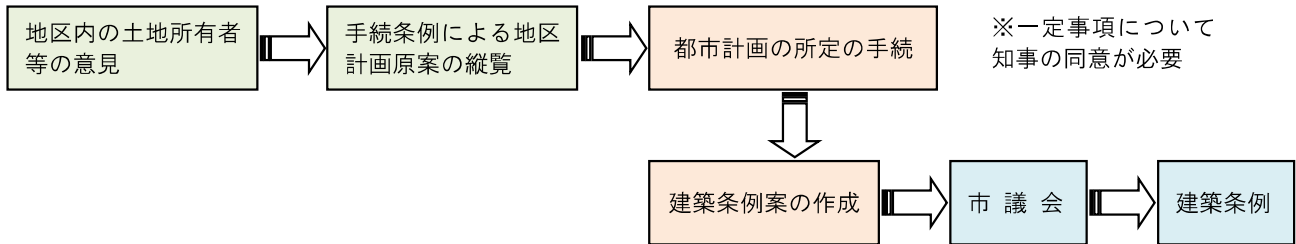
地区計画	昭和55年に創設され、一体的に整備及び保全を図るべき地区において、公共施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定める。
誘導容積型	平成4年に創設され、地区整備計画において、公共施設が未整備な段階の容積率（暫定容積率）と公共施設整備後の容積率（目標容積率）の2つを定め明示することで、土地の有効高度利用を誘導する。
容積適正配分型	平成4年に創設（平成8年沿道地区計画に制度追加）され、用途地域で指定された容積の範囲内で、地区計画区域内において容積を配分し、土地の合理的な利用を促進しつつ、良好な環境の形成や保護を図る。
高度利用型	平成14年に創設され、適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに敷地内に有効な空地を確保することにより、用途地域内の土地の高度利用と都市機能の更新を図る。
用途別容積型	平成2年に創設され、都心周辺部等の住商併存地域における住宅供給を促進するため、住宅を設けた場合に容積率を緩和する。
街並み誘導型	平成7年に創設され、区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備することが必要な区域について、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等を定め、前面道路幅員による容積率制限及び斜線制限を適用除外とすることにより、合理的な土地利用の促進を図る。
市街化調整区域での地区計画	平成4年に創設（平成10年制度改正）され、市街化調整区域において都市的土地利用が行われた、又は、行われることが確実な土地の区域等について、良好な居住環境の維持・形成を図る。これに沿った市街化調整区域の開発行為は許可される。
再開発等促進区	平成14年の改正により、「再開発地区計画」と「住宅地高度利用地区計画」が廃止され地区計画に統合された。「再開発促進区」は、この改正により創設されたもので、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域において、従来の再開発地区計画等に相当する内容を定め、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図る。
開発整備促進区	平成18年に創設され、大規模な集客施設の立地が原則として制限される第二種住居地域、準住居地域若しくは工業地域又は非線引き都市計画区域内の用途地域の指定のない地域において、特定大規模建築物の周辺地域における良好な環境の保持又は形成を図りつつ、特定大規模建築物に係る用途制限の緩和を認める制度である。
歴史的風致維持向上地区計画	平成20年に創設され、歴史的風致の維持及び向上を図ることによる良好な市街地の環境の形成が特に必要となる地域において、用途地域による用途の制限にかかわらず、歴史的風致にふさわしい用途として歴史的な建造物を活用することにより、その保全を促し、当該地域の歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図る。
防災街区整備地区計画	平成9年に創設され、火事、地震等の災害における延焼防止、避難路確保のため必要な道路、建築物等を一体的かつ総合的に整備する必要がある場合に、公共施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、防災機能の確保と土地利用の合理的かつ健全な利用を図る。
沿道地区計画	昭和55年に創設（平成8年制度改正）され、沿道整備道路に接続する土地の区域で、道路騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、公共施設の整備、防音・遮音上の制限を含めた建築物等の建築に関する事項を定め、一体的かつ総合的に市街地を整備する。
沿道再開発等促進区	平成14年に創設され、沿道整備道路に接続する土地の区域で、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図る。
集落地区計画	昭和62年に創設され、市街化調整区域等の集落地域において、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため公共施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定める。これに沿った市街化調整区域の開発行為は許可される。

●地区計画の内容

地区計画は、「地区計画の方針（区域の整備、開発及び保全に関する方針）」と「地区整備計画」を定めることとされています。



●地区計画の決定手続



●地区計画の決定状況

(令和2年7月27日現在)

名 称	施行区域 面 積	決 定 の 概 要		決 定 年月日
		地区施設	建築物等に関する事項	
高松港頭地区	約 27.8ha	主として歩行の用に供する青空、非青空の空地	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、かき・さくの構造	(当初) H 7. 12. 8 (変更) R 2. 7. 15
太田第2シンボル地区	約 10.3ha	道路	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、かき・さくの構造	H 9. 2. 27
牟礼久通地区	約 6.7ha	—	用途、敷地面積、緑化の推進	H 8. 5. 21
ラ・プエルタ多肥地区	約 1.1ha	道路、緑地	用途、容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態・意匠、かき・さくの構造	H14. 2. 12
朝日新町地区	約 21.0ha	緑地	用途、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、かき・さくの構造	H14. 7. 30
コーモド春日地区	約 0.5ha	道路、緑地	用途、容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面の位置、高さ、形態・意匠、かき・さくの構造	H15. 6. 23
ラ・プエルタ多肥第2地区	約 0.8ha	道路、緑地	同上	H15. 6. 23
ラ・プエルタ元山地区	約 0.4ha	道路、緑地	同上	H15. 6. 23
ラ・プエルタ多肥第3地区	約 0.4ha	道路、緑地	同上	H16. 2. 19
ラ・プエルタ多肥第4地区	約 1.1ha	道路、緑地	同上	H16. 2. 19
4町パティオ地区	約 0.4ha	広場	用途、形態・意匠、かき・さくの構造	H18. 3. 31
高松丸亀町商店街地区	約 2.9ha	—	用途、容積率、敷地面積、壁面の位置、工作物の設置、高さ、形態・意匠、かき・さくの構造	(当初) H20. 4. 23 (変更) H30. 6. 25
朝日町一丁目地区	約 6.2ha	歩道状空地、緑地	用途、容積率、敷地面積、壁面の位置、形態・意匠、かき・さくの構造	H21. 6. 29
栗林公園北部地区	約 6.5ha	—	用途、高さ、形態・意匠	H21. 6. 29
林町地区	約 1.6ha	区画道路、公園	用途、敷地面積、壁面の位置、高さ、かき・さくの構造	H21. 6. 29
林町第2地区	約 1.1ha	区画道路、公園	用途、敷地面積、壁面の位置、高さ、かき・さくの構造	H25. 10. 11
郷東町香川県臨海企業団地区	約 22.0ha	—	用途、敷地面積、形態・意匠、かき・さくの構造	H27. 3. 31
計 17地区	約 110.8ha	—		

